

# 青森中央学院大学同窓会会則

## 第 1 条 (名称及び事務所)

本会は青森中央学院大学同窓会（以下、本会とする）と称し、事務所を学内に置く。

## 第 2 条 (目 的)

本会は、会員相互の親睦をはかるとともに、母校の発展に寄与することを目的とする。

## 第 3 条 (事 業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の作成
- (2) 親睦会の開催
- (3) 会誌の発行その他本会の目的達成に必要な事業

## 第 4 条 (会員の構成)

本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 正 会 員 青森中央学院大学の卒業生
- (2) 特別会員 青森中央学院大学の教職員（旧教員含）

## 第 5 条 (役員の構成)

本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 2 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名
- (5) 総務会計 2 名（内 1 名は大学側に委嘱する）

2. 役員の内任期間は 2 年とし、再任を妨げない。

## 第 6 条 (役員を選出)

役員は、総会において正会員の中から選出する。ただし、総務会計の 1 名は会長が青森中央学院大学事務局職員から委嘱する。

## 第 7 条 (任 務)

役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代理する。
- (3) 理事は会務を行う。
- (4) 監事は本会の会計を監査する。
- (5) 総務会計は本会の会計及び庶務を行う。

## 第 8 条 (会 議)

会議は、総会及び理事会とし、会議の議事は出席者の過半数をもって決する。

2. 総会は次の事項を審議する。

- (1) 役員を選任
- (2) 予算及び決算の審議・承認
- (3) 会則の変更
- (4) その他重要事項

3. 役員会は会長が必要と認めるときに開催する。

## 第 9 条 (経 費)

本会の事業及び管理並びに運営に要する経費は、次の収入をもってこれに充てる。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄 付 金
- (3) その他の収入

2. 本会の入会金及び会費の額並びに徴収方法は別に定める。

## 第 10 条 (事業年度)

本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 11 条 (委 任)

この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1. この規約は平成18年11月25日から施行する。
2. この規約は平成21年11月14日改正 (役員構成)